

シルバー保険

請負・委任の業務での従事や通勤途上に、事故を起こした場合、労災保険では対処できません。そこで、センターでは、「事故に備える保険」と「損害賠償を担保する保険」に加入し、一定の補償をしています。

団体傷害保険

■就業中または就業場所への行き帰りなど会員自身の事故に備える保険

保険の種類	給付条件		給付限度額
死亡保険金	就業中の事故が原因で事故の日から180日以内に死亡したとき。		1,000万円
後遺傷害保険金	就業中の事故が原因で事故の日から180日以内に身体に後遺症が残ったとき。		1,000万円
傷害見舞金	入院	就業中の事故が原因で入院したとき。	1日当たり3,000円 (限度180日)
	通院	就業中の事故が原因で事故の日から180日以内の期間に医師の治療を受けたとき。	1日当たり2,000円 (限度90日)

保険が適用される場合

- センターより引受けた仕事の就業中及び仕事先との往復時のケガ。
 - 仕事に関する知識・技能の習得を目的とした講習会等にセンターの指示で参加中及びその往復時に発生したケガ。
 - センターの総会に出席中及びその会場との往復時のケガ。
- ※往復時のケガは通常経路における場合に対象となります。

保険が適用されない場合

- 自営作業中の傷害。
- 犯罪行為・闘争行為・無免許・飲酒運転。
- 持病(脳疾患・疾病・心神喪失など)や傷害でないもの。
- 天災(地震・津波など)によるもの。
- むち打ち症や腰痛で他覚症状のないもの。

★入院や通院をされ、この傷害保険を使う際には、予め、病院等に自身の被保険者証(社会保険・国民健康保険)の提示をして下さい。また、領収書を保管して、入院や通院を要した日は記録しておいて下さい。

損害賠償責任保険

■会員が各種の仕事を遂行中、他人の身体・財産等に損害を与えた場合に損害賠償を担保する保険

限度額	対人賠償	1名	1億円
		1事故・保険期間中	
	対物賠償	1事故・保険期間中 5,000万円	

★損害賠償責任保険を適用するときには会員自身が3万円を負担することになっています

※自動車運転中の事故は適用されません。各自の自動車保険で対処します。